

段階的緩和措置等への協力について

政府対策本部が埼玉県の緊急事態宣言を解除しました
次のとおり段階的緩和措置等を実施するので、
協力をお願いします

- ◆ 対象区域 **埼玉県全域**
- ◆ 実施期間 **令和3年10月1日（金）から
令和3年10月24日（日）まで**

※ ただし、「イベント等の開催制限」については、
令和3年10月30日（土）までとする。

県民の皆様への要請等

(特措法第24条第9項)

第24条第9項に基づく要請

- ◆ 外出する場合、**混雑を避けて少人数**で行動すること
- ◆ 帰省や旅行・出張など都道府県間の**移動の際は、**
基本的な**感染防止対策を徹底**
- ◆ 企業における在宅勤務（テレワーク）等の
推進状況を踏まえ**柔軟な働き方を行うこと**

県民の皆様への要請等

(その他のお願い)

その他のお願い

- ◆ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなど手指衛生」等の**基本的な感染対策を徹底**すること
- ◆ **感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮要請等に応じていない飲食店等の利用を控える**
※飲食等については
「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+ (プラス)」認証店を利用
- ◆ 飲食の際は**120分を限度**とし、「マスク飲食」等を徹底
- ◆ 会食はできるだけ**4人以内**（同居家族や介助者を除く）で

飲食店及び結婚式場等に対する要請等

(特措法第24条第9項)

対象施設	施設の種類	令第11条	内訳
	飲食店	第14号	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等 ※ 宅配・テイクアウトサービスを除く
	遊興施設等	第11号	バー等で飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、マンガ喫茶を除く
	集会場等	第5号	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」

認証店

非認証店

営業時間

午前5時から午後9時まで

午前5時から午後8時まで

酒類提供

午前11時から午後8時まで

終日、提供を自粛
(飲酒の機会を設けないこと)

人数上限

- 飲食店及び遊興施設等 4人以内又は同居家族（介助者含む）のみのグループに限る
- 結婚式場 同一テーブルで4人以内

その他

- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない店舗は、速やかに取得するようお願い

劇場等、商業施設、遊興施設等に対するお願い

(その他のお願い)

対象施設	施設の種類
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号）、集会場又は公会堂等※（第5号）、展示場等（第6号）、物品販売業を営む店舗等（第7号）、ホテルまたは旅館（第8号）、運動施設又は遊技場等（第9号）、博物館又は美術館等（第10号）、遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）（第9号又は第11号）、サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く）（第12号） ※ 結婚式場を除く

営業時間	午後9時まで
酒類提供	終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）
入場整理	入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること
人数要件等	<u>「イベント等の開催制限」と同じ</u> （ただし、劇場等に限る）

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項ほか)

- ◆ 以下の人数上限と収容定員に収容率を乗じた人数の
いずれか小さいほうが上限

人数上限	収容率
5,000人 又は 収容定員の50% のいずれか 大きい方 ※ただし、 10,000人以下 であること	大声での歓声、声援が 無：100% 有：50%
営業時間	午後9時まで （無観客の場合を除く）
酒類提供	終日、提供を自粛 （飲酒の機会を設けないこと）
入場整理	<ul style="list-style-type: none">・入場整理を徹底し、ホームページ等を通じて広く周知すること・収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m以上）を確保すること

事業者へのお願い

(特措法第24条第9項ほか)

○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請

- ◆ 業務上や業務に関連して密になる場面や、作業所や事務所、寮など多くの人が出入りし接触する場面での**感染防止対策の徹底**を図ること
- ◆ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員等として雇用している業界は特に留意すること

○ 職場等における対策

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の徹底、休暇取得の促進等による**出勤者数の削減・接触機会の低減**

県主催イベント等の取扱いについて

- ◆ **県主催イベント等**は、徹底した**感染防止対策を講じる**ことを条件に**開催**
- ◆ **屋内県有施設**は、**以下を条件**として**開館**
 - ・ 営業時間の短縮及び人数上限等の**要請を遵守**
 - ・ 以下の**徹底した感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる
- ◆ **宿泊施設**は、**当面、休館**

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・ 大声での発生など感染リスクの高まる行為
- ・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）
- ・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の対策を**徹底**

- ・ 来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・ 設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・ 入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・ 接触確認アプリの導入
- ・ その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国新しい生活様式安心宣言」の厳守